

(案)

福井県官民データ活用推進計画

令和 3 年 月

目次

1 福井県官民データ活用推進計画の目的	2
2 福井県官民データ活用推進計画の位置づけ	3
3 福井県官民データ活用推進計画の推進体制	4
4 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針	5
5 官民データ活用の推進に係る個別施策	6
5. 1 行政手続きのオンライン化	6
5. 2 オープンデータの推進	20
5. 3 マイナンバーカードの普及・活用	28
5. 4 デジタルデバイド対策	33
5. 5 情報システムの標準化・共通化等	40
5. 6 働き方改革の推進	46
6 セキュリティ・デジタル活用人材の確保	64
7 セキュリティおよび個人情報の適正な取扱いの確保	65

1 福井県官民データ活用推進計画の目的

近年の情報通信技術や情報通信機器の発達・普及に伴い、スマートフォンによる位置情報や IoT によるセンサー計測情報などの様々な情報がビッグデータとして蓄積されつつあり、その流通を促進し積極活用を社会全体に拡げることで、地域課題の解決が図られる可能性が高まっている。

このような状況を踏まえ、平成 28 年 12 月に官民データ活用のための環境を総合的かつ効果的に整備するため、「官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）」が公布・施行された。

官民データ活用推進基本法では、都道府県は、国が策定する官民データ活用推進基本計画に即して、当該都道府県の区域における官民データの活用推進に関する施策についての基本的な計画を策定することを定めている。

本計画は、国の基本計画を基に基本的な方向性を示すことにより、行政サービスのデジタル化を図り、県民の利便性向上や行政運営の効率化・迅速化を図ることを目的とする。

2 福井県官民データ活用推進計画の位置づけ

本計画は、官民データ活用推進基本法第9条第1項に規定する都道府県官民データ活用推進計画として位置付ける。

また、本県はこれまで『生活利便性の向上のための行政サービスの高度化』を目指し、庁内の情報システム調達時のルールや取組事項を「福井県情報システム最適化計画」としてとりまとめており、本計画を「福井県情報システム最適化計画（第3期）」としても位置付ける。

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

(参考)

○福井県情報システム最適化計画書（第1期）【平成19年～23年】

- ・情報システムのライフサイクル・マネジメントシステムの実施
- ・大型コンピュータ（汎用機）のオープン化
- ・土木工事設計積算システム、森林積算システムの統合
- ・県および市町が共同利用できる共通基盤システム（電子入札システム、電子申請システム・施設予約システムなど）の構築

○福井県情報システム最適化計画書（第2期）【平成24年～】

- ・情報システムのライフサイクル・マネジメントシステムの実施
- ・クラウドコンピューティングの活用
- ・ICT部門における危機対策の実施

3 福井県官民データ活用推進計画の推進体制

近年、デジタル分野の技術革新のスピードは著しく、その利活用やサービスの提供等においても、多種多様な分野に及んでいる。

本計画の推進に当たっては、各種データの標準化やシステムの改修といった情報関連の取組が必須であり、企画、情報化推進等の管理部門および福祉や産業振興などの実施部門との連携、協力が不可欠である。

このため、関係部門と連携を取りながら全庁横断チームで必要な各種取組を加速・推進させていく。

また、デジタル分野は細分化・専門化しており、最新技術動向の把握や技術の応用検討を職員だけで行うことは不可能に近い。このため、専門人材や有識者（大学関係者など）、業界団体からの助言を適切に受けながら施策を推進していく必要がある。

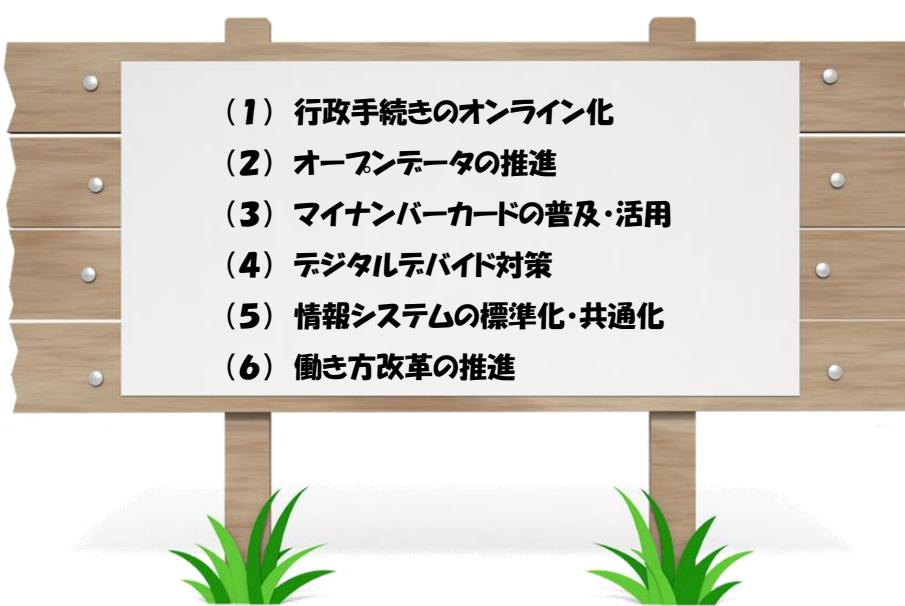
さらに、これまでのウォーターフォール型の開発手法では、開発期間が長期間に及び、完成・導入した頃には利用者側のニーズが変わっていた、あるいは技術が陳腐化していたなどの事態の発生が生じやすいことから、クラウドサービスやパッケージシステムを可能なところからノンカスタマイズで導入し、利用しながら改修や拡張を行っていくアジャイル型の開発手法の導入検討も必要である。

4 官民データ活用の推進に関する施策の基本的な方針

官民データ活用の推進に関する施策については、官民データ活用推進基本法に定める計画に取り込むべき事項に、本県がこれまで取り組んできた『働き方改革の推進』を加えた6本柱とする。

《官民データ活用推進基本法に定める計画に取り込むべき事項》

- ・行政手続きにおける情報通信技術の利用（第10条）
⇒ 『行政手続きのオンライン化』
- ・地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用（第11条）
- ・官民データの適正な活用（第12条）
⇒ 『オープンデータの推進』
- ・個人番号カードの普及・活用（第13条）
⇒ 『マイナンバーカードの普及・活用』
- ・利用機会の格差の是正（第14条）
⇒ 『デジタルデバイド対策』
- ・情報システムの規格の整備、互換性の確保（第15条）
⇒ 『情報システムの標準化・共通化等』

- 
- (1) 行政手続きのオンライン化
(2) オープンデータの推進
(3) マイナンバーカードの普及・活用
(4) デジタルデバイド対策
(5) 情報システムの標準化・共通化
(6) 働き方改革の推進

5 官民データ活用の推進に係る個別施策

5.1 行政手続きのオンライン化

人事課、統計情報課、各所属

【現状】

従来の行政手続きの申請、届出等のほとんどは、行政窓口に出向くか、申請書類を郵送する必要がある。

行政手続きにおける利用者の利便性向上や業務効率化のため、行政手続きのオンライン化原則が必要である。

本県においても、県・市町共同で電子申請システムを導入しているが、インターネット上の本人確認等に対応できていないため、簡易的な行政手続きに限られているのが現状である。

本県における電子申請が可能な手続き数は、令和2年10月末現在で113手続きとなっており、うち簡易な申請を除く手続きは48手続きであり、オンライン化された手続きはまだ少ない状況にある。国は、平成30年5月に策定した「地方公共団体オンライン利用促進指針」の中で、地方公共団体の行政手続きのオンライン化を推進し、県民が窓口に出向かず各種行政サービスの申請をWeb上で完結できる、または行政機関からの情報をWeb上でプッシュ型の通知で受け取ることができる環境の整備を推進している。

今回の新型コロナウイルス感染拡大防止対応策としての3密回避に資する「対面、押印、書面の廃止」やテレワーク実施などを踏まえ、国においては令和2年12月に策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション

(DX) 計画」の中で、「行政手続きのオンライン化」を重点取組事項と位置付けており、積極的にオンライン化を進めることができることが必須である。

【課題】

行政手続きは、押印を必要とする申請手続きが多く、添付書類も紙であるとともに、受付後の決裁や文書管理についても紙で行われるなど、申請手続きに係る業務全体のプロセスが紙原則となっている。

利用者側（申請者側）のみ電子化しても、行政側が申請情報を紙出力し処理するのでは、行政側の作業は非効率のままであり、紙で処理している間は他の必要な行政サービスや業務が行えない。本格的に行政手続きのオンライン化を図るためにには、押印を無くし、紙中心の業務プロセスを全面的に見直し、行政サービス全体のスピードアップを検討する必要がある。

このため、行政手続きのオンライン化にあたっては、入口部分（申請部分）のオンライン化にとどまらず、その後の受付・決裁から文書管理までの全業務について、書類を一度も紙に印刷することなくシームレスに行えるよう、業務改革や既存情報システムとの連携、業務の見直しなどのBPRを併せて実施する必要がある。

【目指すべき方向性等】

行政手続きの棚卸しを行い、その上で業務の効率化・簡素化や情報システム改革を実施するとともに、併せてマイナンバーの活用による情報連携やマイナンバーカードの利活用など、必要な取組みを進める。

「いつでも」「どこでも」「簡単に」「安全に」を原則に、申請書を電子データのまま、職場や自宅から24時間いつでも申請することを可能とし、使用料・手数料の支払いも含めて、『申請から支払いまで』オンラインで手続きが完結できるようとする。

また、市町における行政手続きのオンライン化促進の支援を行い、県民の利便性向上を図る。

目指すべき方向性等

- 押印等の見直し
- 電子申請システムの再構築
- 電子決裁システム・文書管理システムの導入
- 電子決済の導入

■ 押印等の見直し

行政手続きのオンライン化に対する最大の障壁は『押印』である。

内閣府に設置された規制改革会議では「書面規制、押印原則、対面主義に関する官民の規制・制度や慣行の見直し」に取り組んでおり、地方公共団体においても書面規制、押印、対面規制の見直しに積極的に取り組むよう助言している。

本県では、令和2年度から人事課主導のもと「押印の見直し」に取り組んでおり、実印や印鑑証明書の添付など厳格な本人確認が必要なものを除き、原則押印を廃止することとした。

この押印廃止可能な手続きについて、電子申請を可能としていく。

⟨⟨押印等の見直し調査　まとめ（R2.12.25　人事課調べ）⟩⟩

□押印を求める様式約3, 800件のうち、

約9割（約3, 400件）について令和2年度内に押印廃止

また、契約に関して、県では紙ベースで行っているが、国では一部、電子契約の導入が始まっている。

電子契約とは、書面による契約書に代えて電子ファイルによる契約書によって契約を行うことであり、インターネット上で電子契約書を交換して、電子署名を施すことで契約を締結する。電子契約書のデータは電子契約サービス提供事業者のサーバやクラウドなどに保管される。

電子契約では、「電子署名」と「タイムスタンプ」により、契約書が正式なものであることを証明する。電子署名法第三条では、この二つが備えられた文書について「文書が作成者の意志に基づいて作成されたこと（＝偽造などの不正手段によって作成されていないこと）」が推定されるとしている。

電子署名

電子署名は、「電子証明書」というインターネット上の身分証明書を添付した上で相手に文書を送信。これにより、「署名者本人が文書を作成したこと」「署名時点から文書が改ざんされていないこと」が証明できる。

電子契約では「電子サイン」や「電子印鑑」が用いられることがあるが、これらは電子証明書を伴わないので、電子署名に比べて安全性は劣る。

タイムスタンプ

電子署名でも署名をした時刻の記録は可能だが、それはあくまで使用しているコンピューター端末の時刻に過ぎないため、改ざんの危険性がある。このため、文書にタイムスタンプを付与することで、「タイムスタンプの時刻にその文書が存在していること」「タイムスタンプの時刻以降文書が改ざんされていないこと」を証明する。

電子契約を行うにあたり、契約書や署名の内容を暗号化するための署名鍵を発行する必要がある。この署名鍵の発行主体が、契約当事者か電子契約サービス提供事業者であるの違いによって、電子契約は「当事者型電子契約」と「立会人型電子契約」の二種類に分けられる。

「当事者型電子契約」では、署名鍵を発行する手間を双方の契約当事者が負担しなければならないというデメリットがある。

「立会人型電子契約」では、署名鍵の準備をサービス提供事業者がクラウド上で行うため、契約当事者は署名の指図を事業者に行うだけで契約の締結ができる。こうした利便性から、現在では民間での電子契約は「立会人型電子契約」が主流になっている。

書面契約と電子契約の違い

	書面契約	電子契約
形式	文書	電子データ（PDFなど）
押印方法	印鑑	電子署名
改ざん防止方法	契印や割印	タイムスタンプ
送付	郵送や持参	インターネット通信
保管	契約書原本の保管	サーバ上に保管

電子契約を導入することにより、書面契約で必要である用紙代や印刷代、収入印紙代、保管費用や契約書送付にかかる郵送料などが不要になるため、契約締結や管理にかかるコストの削減が可能となる。

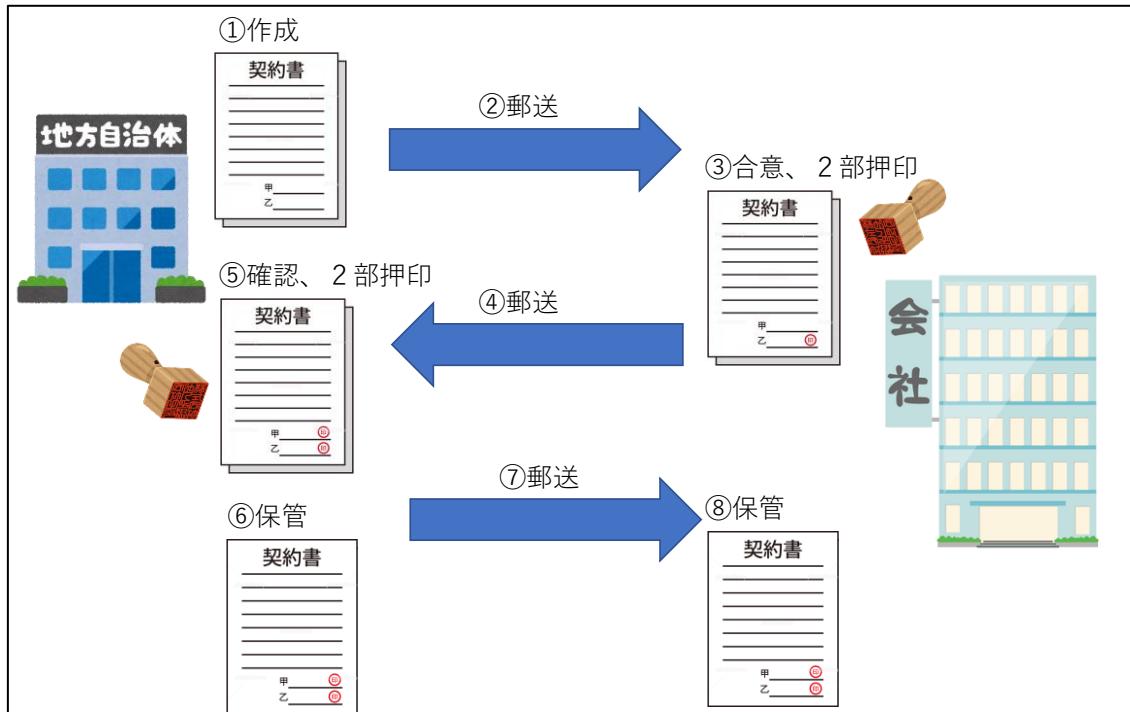
さらに、書面契約では欠かせない契約書の印刷や製本の手間を省くことで業務の効率化が見込める。また、契約の手続きがすべてオンラインで完結するため、進捗を可視化でき、契約締結の漏れや遅延の防止にもつながる。

契約締結後に考えられるリスクとして、「契約内容の改ざん」や「契約書の紛失」などがあり、これらを防止するため、電子契約では、閲覧権限を持つ人の制限が可能であり、また電子署名が施された電子文書は改ざんを検知して警告が出るため、改ざんを防止することができる。また、締結済みの契約書はデータとして保管されるため、倉庫などに保管する書面契約と比較して契約書類の紛失や劣化の心配がない。

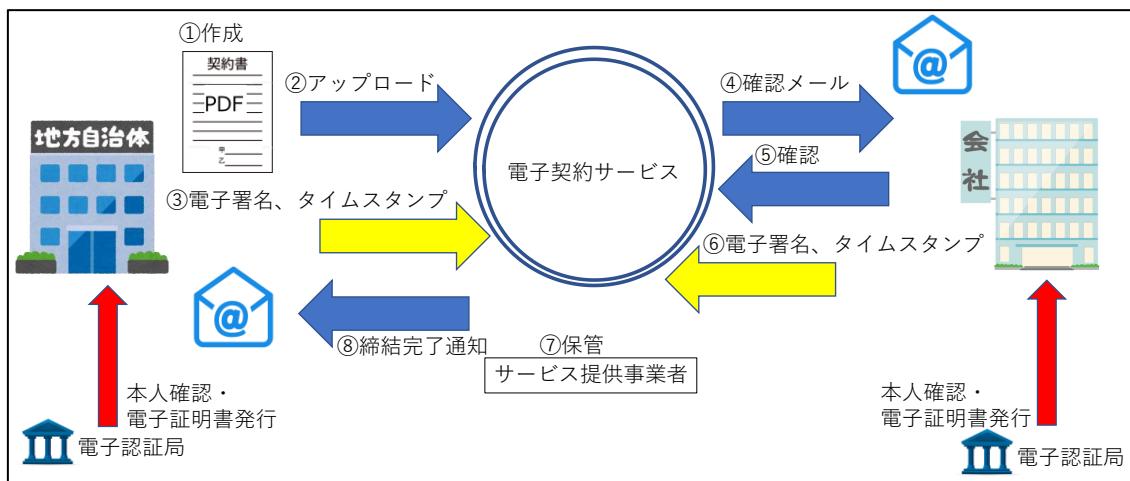
本県において電子契約を導入する場合、電子調達システムや財務会計システム、電子決裁システムとの連携や業務フローの変更などが必要となる。

このため、電子契約を導入した場合の効果や課題を検証するため、電子契約の実証実験に取り組んでいく。

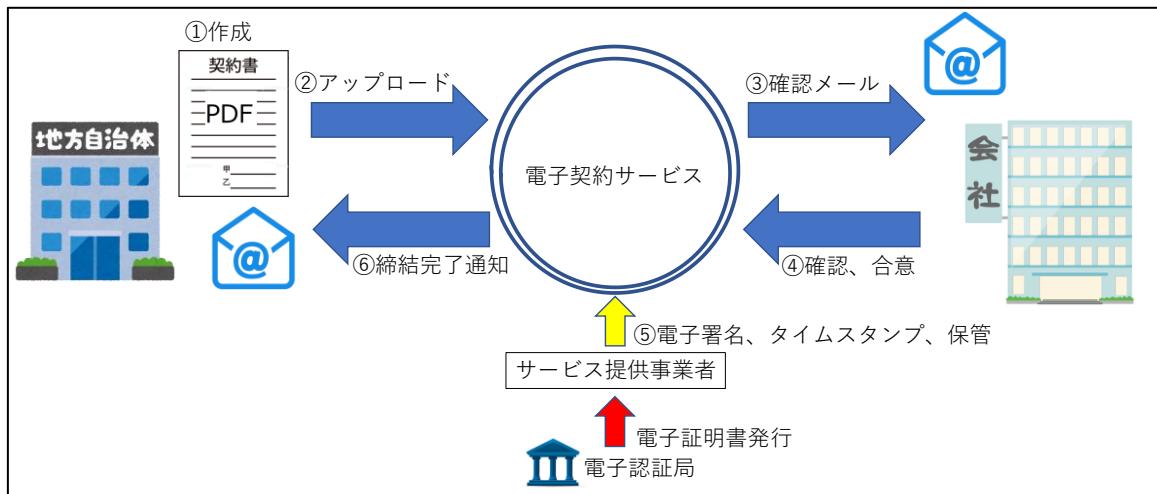
<<紙による契約（イメージ図）>>



<<当事者型電子契約（イメージ図）>>



<<立会人型電子契約（イメージ図）>>



■ 電子申請システムの再構築

本県では、平成18年度から県・市町共同運用による電子申請システムを導入しているが、現状にあるとおり簡易な手続きのみ利用されている状況となっている。

このため、県と市町が共同して次期電子申請システムに求められる要件を整理し調達を行い、令和5年度から（新）電子申請システムの運用を目指すこととする。また、上述のとおり、押印廃止可能な手続きは、原則すべて電子化することとし、電子申請システムで扱う申請メニューを増やすとともに、「マイナポータル」※との連携を行い、県民・利用者にとっても使いやすい電子申請システムを構築する。

※国は、『全ての市町村について、マイナポータルの「ぴったりサービス」の活用や情報システムの共同利用を含めて、手続オンライン化のための汎用的電子申請システムの基盤を可能な限り早急に整備するよう、働きかける』としている。

また、電子申請システムの本格導入に合わせ、一度提出した書類の再度提出を求める「ワンスオンリー」の徹底、申請様式・書式の統一化・共通化を図ることにより申請者の負担を軽減する。同時に、各所属において、不要な申請手続きや添付書類が必要かの見直しを行い、削減を図る。

将来的には、マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載等が国において検討されていることを前提に、スマートフォンによる申請手続きの完結も視野に入れる。

上述のとおり、すべての行政手続きを電子上で完結できるようにするために、電子上での本人認証や申請内容の真正性の確保が必要となる。このため、公的個人認証をはじめとした電子認証・電子署名との連携を図れるようになる。個人にあってはマイナンバーカードに搭載される「利用者証明用電子証明書」「署名用電子証明書」の利用を、法人にあっては「G ビズ ID」との連携を検討する。

<<スローガン>>

県民等の利用者視点に立ち、利用者の利便性向上やオンライン利用のメリットを感じられるサービスとする。
併せて行政側の運用効率も考慮する。

<<チェックポイント>>

- 多数の添付書類が必要
- 電子署名を要求される
- 別途書類による申請が必要
- 入力支援機能がないため、膨大な時間がかかる



<<次期電子申請システムに求められる要件>>

- ◇入力事項の簡素化・標準化
- ◇添付書類の削減や、一度提出した情報の再度の提出を申請者に求めるない府内情報連携機能
- ◇ワンストップ化
- ◇本人確認、入力支援やキャッシュレス決済などの機能拡充

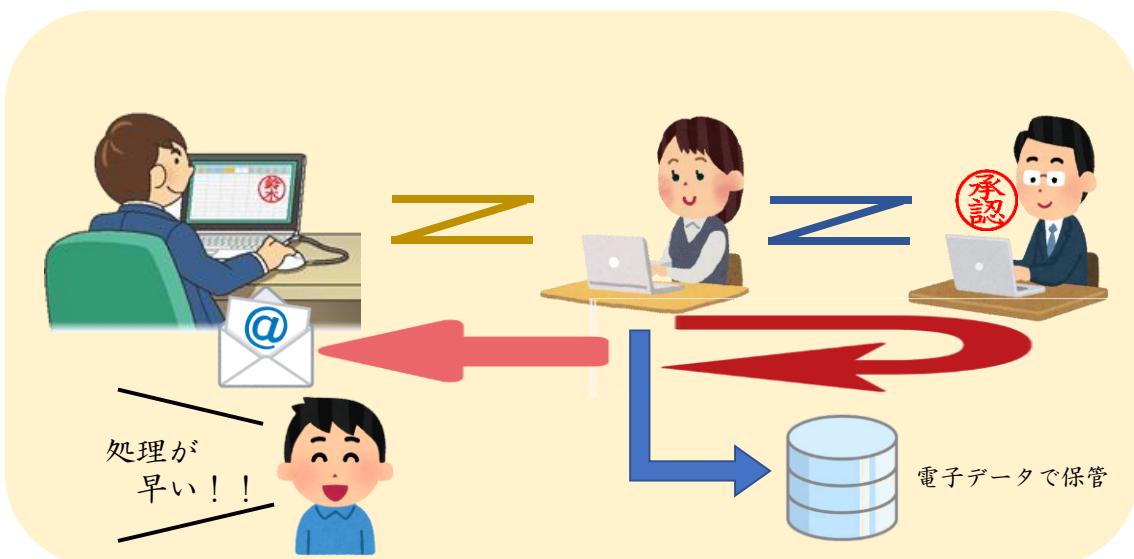


■ 電子決裁システム・文書管理システムの導入

電子申請システムを整備し、手続きにかかる入口部分のみを電子化しても、後に続く行政側の事務が電子化されていなければ、行政手続きのオンライン化は意味を成さない。



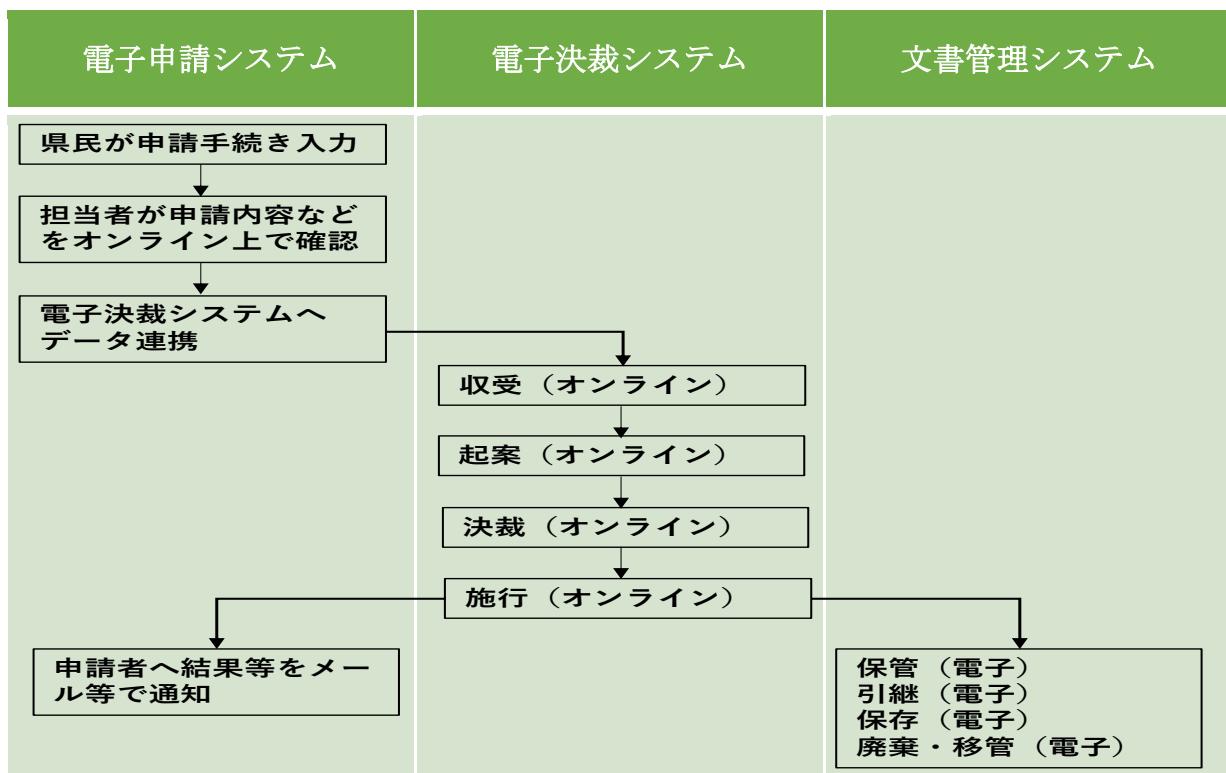
このため、電子決裁システムを導入し、電子申請システムと連携させることで、行政手続きに関する処理を一貫してオンライン上で行える環境を構築し、行政手続きの処理の迅速化を実現し、県民・利用者の利便性向上を図る。



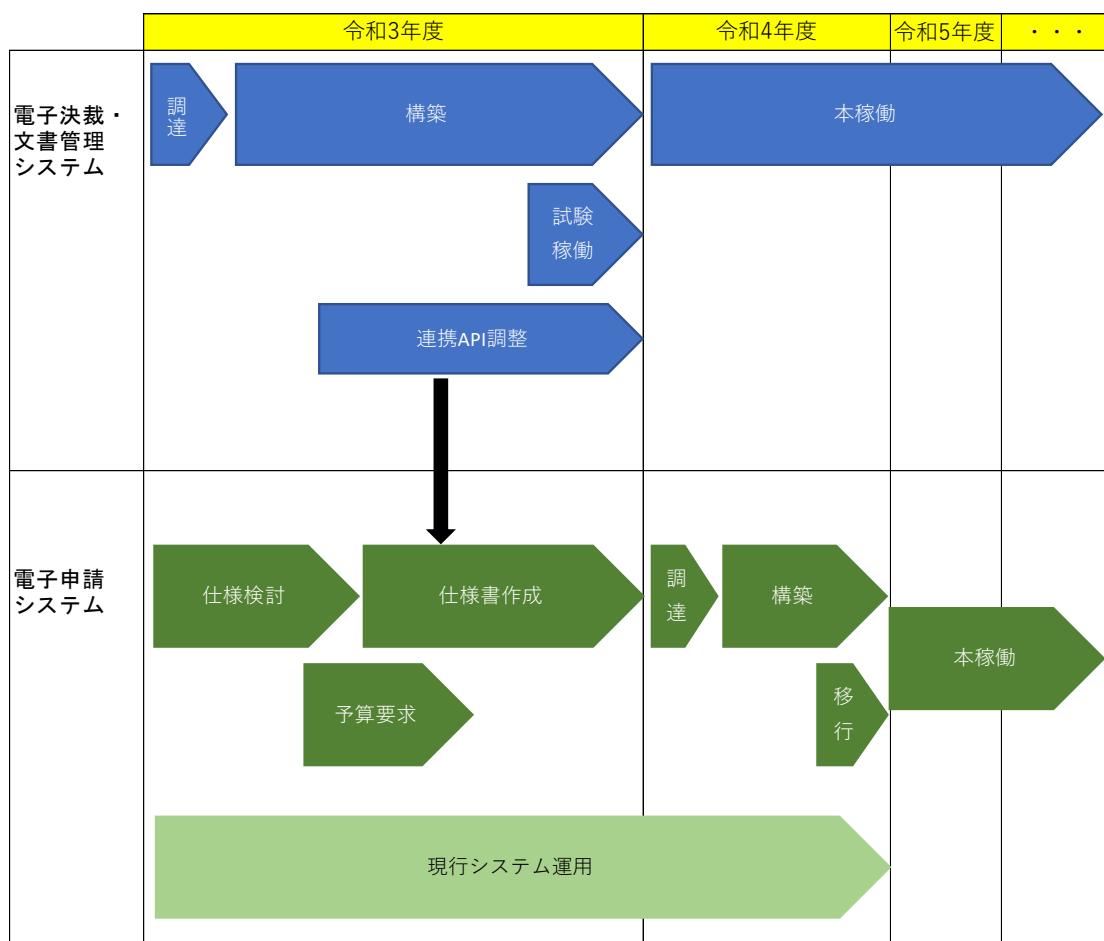
また、本県には文書管理システムが未導入のため、電子データの保存方法が統一されておらず、文書管理帳票も紙で作成するなどの不便が生じている。

このため、文書管理と一体となった電子決裁・文書管理システムを導入し、文書の「収受」「起案」「施行」「保管」「引継」「保存」「廃棄・移管」といった一連の作業をオンライン上で完結できる環境を構築する。

文書事務は行政事務の根幹をなし、導入する電子決裁・文書管理システムは行政デジタル化のプラットフォームとなるものである。このため、電子決裁・文書管理システムは他の府内情報システム（電子申請システムや財務会計システムなど）と連携するための汎用的な API（Application Programming Interface）を備えることとし、行政手続きや事務処理をシステム上で完結できるようにし、行政事務の迅速化およびペーパーレス化を目指す。



前述のとおり、次期電子申請システムは、電子決裁・文書管理システムとの連携を行う。このため、次期電子申請システムの要件検討にあたっては、電子決裁・文書管理システムの導入パッケージ（サービス）が決定した後に、当該パッケージ（サービス）が備える他システムとの連携 API の仕様を取り込む必要があり、次期電子申請システムの稼働は電子決裁・文書管理システムの稼働を待った上で、選定・構築を行うこととする。



行政手続きの押印見直しが成された場合、残るのは契約書等になる。このため、電子契約導入に向けた検討を行うこととする。また、財務会計システ

ムの再構築に向けた検討を開始し、コンビニ決済やクレジット決済などの電子決済システムの導入、電子決裁システムとの連携、電子契約との連携などの課題を洗い出し、令和7年度からの導入を目指す。

■ 電子決済の導入

申請や受付が電子化されても、使用料や手数料などの納付が対面または納付書の送付による納付のままでは、利用者側の利便性はあがらない。

このため、コンビニやWeb上（クレジットカード）で手数料納付が可能となる「手数料納付システム」の導入や、公共施設等における入館料や施設使用料のキャッシュレス決済の導入など、電子決済の導入を推進していく。

KPI

電子申請可能手続き数

令和2年10月末現在

113 手続き



令和7年度末

2,000手続き

目標

電子決裁・文書管理システムの導入

電子申請システムの再構築

電子決済の導入

5. 2 オープンデータの推進

統計情報課、各所属

【現状】

本県では、これまで「オープンデータカタログサイト」を県ホームページ上に開設し、オープンデータの積極的な公開に取り組んできており、オープンデータを活用した情報サイトやアプリの開発もされ、また、県内全市町がオープンデータに取り組むなどオープンデータ先進県となっているが、今後、官民協働のサービス提供、新たなビジネスの創出、社会解決のため、更にオープンデータの拡充、誰もが利用しやすいデータ形式やAPIの整備などの高度化を進める必要がある。

(令和3年1月現在 209データ、107アプリ)

今般の新型コロナウイルス感染症対応として、感染者数情報などをオープンデータで公開することにより、民間有志がそのデータを用いて情報サイトを構築し、県民が求めているデータをいち早く正確に分かりやすく提供した。これは、オープンデータを活用して官と民が共同で行政サービスを提供することができた好事例である。

【課題】

オープンデータは公開するだけでなく、公開したオープンデータを利活用したサイトやアプリが構築され、構築されたサイトやアプリを県民が利活用することにより、初めて価値があるものとなる。

このため、量よりも質を重視した公開が必須となる。また、オープンデータやビッグデータ、各種統計情報等のデータを活用したEBPM (Evidence-

Based Policy Making:エビデンスに基づく政策立案) の推進、AI を活用したデータ解析なども併せて取り組んでいく必要がある。

【目指すべき方向性等】

目指すべき方向性等

- オープンデータの拡充
- 統計データのオープンデータ化
- ビッグデータの政策立案等への活用 (EBPM)

■ オープンデータの拡充

オープンデータは新たなサービスの創出や社会課題解決に欠くことのできないものであり、今後、更なるオープンデータの拡充を図っていく。

特に、官と民（県民や事業者）の連携により、地域課題の解決や行政事務の効率化を図り、新たなサービスを創出するため、オープンデータを活用したい県民や事業者（シビックテック）からオープンデータ化の要望を聴き取り、積極的に対応していく。

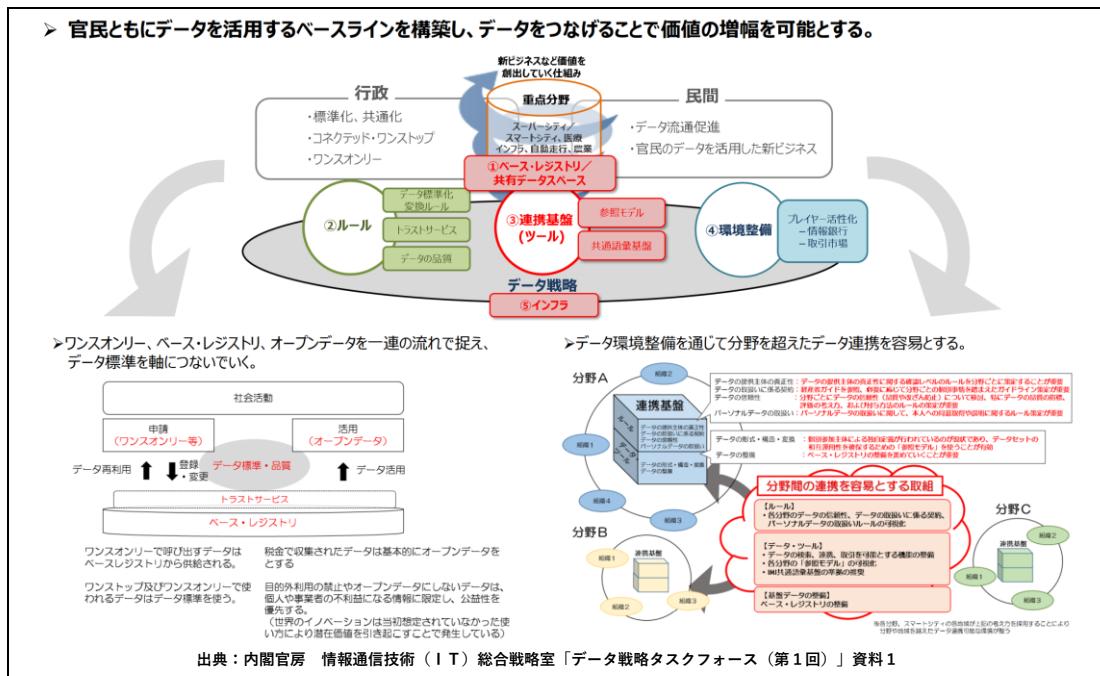
また、オープンデータカタログサイトを全面リニューアルし、誰もが利用（加工、編集、再配布）しやすい新たなサイトを構築するとともに、オープンデータを地図上に表示したり、ダッシュボード化したりするなど、データの見える化を積極的に図っていく。

【オープンデータに関する国の動き】

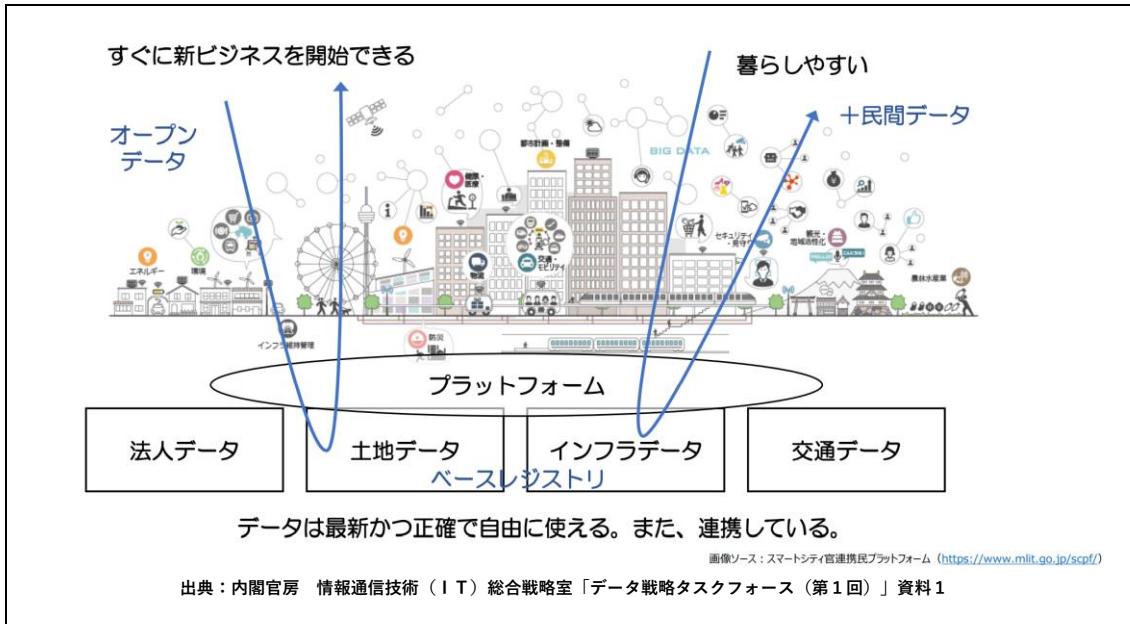
デジタルデータを活用した社会課題の解決が求められる中、今般の新型コロナウイルス感染症対策においては全国的に行政と医療機関の間の情報共有が不十分で支援が滞るなど迅速な対応ができず、データ活用基盤が不十分であることが顕在化した。

こうした中、国は令和2年10月開催のデジタル・ガバメント閣僚会議内で「第1回データ戦略タスクフォース」を開催し、デジタル国家にふさわしいデータ戦略の策定に着手している。

この中では、『官民ともにデータを活用するベースラインを構築し、データをつなげることで価値の増幅を可能とする。』ことをコンセプトとしている。



このデータ戦略のコンセプトを実装した社会像として『データがつながることで価値を創造し、誰もが活躍できる社会』の実現を掲げており、社会はデータを活用することにより豊かになり、企業もデータの中から価値を発掘し新たな発展を目指すこととしている。



データ戦略タスクフォースの中では、『オープンデータの強化』についても触れられており、「公開を推奨するデータの具体化（希少性、有用性、信頼性、リアルタイム性の高いデータ公開を促進）」「機械判読性の強化（構造化データは CSV フォーマット以上で原則公開、非構造化データはメタデータの公開に向けた環境の整備に努める）※」を行い、データの質の向上およびデータ利用環境の整備を図り、より実効性を持たせたデータ活用の更なる取組み促進を図るとしている。

※構造化データ：「列」や「行」の概念をもつデータ
データベースで扱えるデータ

非構造化データ：日常業務で生成されるメール文書やワード・エクセル、画像、動画などのデータ
データベースで扱うことが難しいデータ

メタデータ：データそのものではなく、そのデータを表す属性や関連する情報を記述したデータ
例) 文書データの場合、タイトルや著者名、作成日など

本県としても国の動向を注視し、国が進めるデータプラットフォームの流れに乗り遅れないように対応を行っていく。

■ 統計データのオープンデータ化

本県ではこれまで、オープンデータカタログサイトで公開しているオープンデータ以外に、各所属のホームページ内で各種統計情報を積極的に公開している。しかし、これらの統計情報はいずれも機械判読性に適した形式にはなっていない。これら各種統計情報を機械判読性の高い形式（CSV 形式）に変換し、オープンデータとして公開することとする。

機械判読性の高い形式（CSV 形式）に変換する際の注意事項

▽ 1 セル 1 データの原則

加工・編集作業の支障になるため、1 つのセルには 1 つのデータのみ格納する。

▽ 数値データに文字列を含まない

ヘッダー以外のセルには数値データのみを格納する。

数値に、“▲”や“、”単位を文字列として付加しない。

▽ セルは結合しない

1 件のデータは横 1 行で表記し、セルの結合または不必要的分離は行わない。

▽ スペースで体裁を整えない、項目名などを省略しない

データの検索性が低下するため、無駄な文字の挿入や省略を行わない。

【今後公開を検討する主なオープンデータ（例）】

番号	データ名	番号	データ名
1	税収入状況	31	温泉成分分析機関
2	NPO法人一覧	32	献血場所別献血者数
3	鉄道乗車人員	33	歯科診療所一覧
4	観光バス台数と利用者数	34	食中毒発生状況
5	ガス生産量、消費量	35	外国人住民基本台帳登録者数
6	漁獲量および養殖収穫状況	36	研究機関一覧
7	電力需要量	37	商工業関係団体一覧
8	労働争議発生状況	38	企業局建物、土地一覧
9	共同募金（収入および支出）	39	有害鳥獣 農作物被害状況
10	農林業センサス	40	鳥獣害保護区等一覧
11	情報通信サービスの契約者数	41	獣医者数
12	農業協同組合	42	港湾漁港一覧
13	主要河川	43	横断歩道橋
14	下水処理状況	44	橋梁一覧
15	上水道の現況	45	津波想定区域
16	建築種別着工建築物	46	県営住宅一覧
17	金融機関数	47	学校建物の面積
18	土地取得状況	48	放課後児童クラブ一覧
19	イメージキャラクター		
20	UIターン者数		
21	地域おこし協力隊設置状況		
22	国籍別外国人宿泊者数		
23	緊急輸送道路ネットワーク		
24	海域における水質状況		
25	クマ目撃情報		
26	自然環境保全地域		
27	狩猟者登録交付状況		
28	寡婦福祉資金貸付状況		
29	結核登録患者数		
30	し尿施設		

【本県が公開している統計情報でオープンデータ化されていないもの（例）】

番号	データ名
1	経済センサス
2	工業統計調査
3	鉱工業指数
4	生産動態統計調査
5	毎月勤労統計調査
6	農林業センサス
7	漁業センサス
8	推計人口
9	学校基本調査
10	学校保健統計調査
11	福井市消費者物価指数
12	家計調査
13	国勢調査
14	住宅・土地統計調査
15	就業構造基本調査
16	社会生活基本調査
17	全国家計構造調査

■ ビッグデータの政策立案等への活用（EBPM）

今回のコロナ禍では、携帯電話事業者の位置情報解析による人出情報の分析が行われた。これからの行政施策の運営には、オープンデータやビッグデータを活用したデータ分析による客観的な証拠（エビデンス）に基づく検証が重要となる。

携帯電話の位置情報、電子商取引サービスの購買履歴、SNS 上での発信情報、各種センサーによる測定情報などのビッグデータが存在し、防災対策や感染症拡大防止、観光プロモーション、人口減少対策などの政策立案への活用が検討されている。

このため、国や地方自治体が公開しているオープンデータのみならず、インターネット上に存在する様々なデータや企業が保有するデータを収集・分析し政策立案に活用できる人材を各部局において育成していく。

積極的なオープンデータ化を行っていくうえで、データに含まれる個人情報の匿名化などの個人情報保護が必須となるため、研修の実施などの人材育成を行っていく。

KPI

オープンデータ件数

令和3年1月現在

209データ



令和7年度末

500データ

Point!!

- ・県民や事業者が利活用可能なデータの積極的なオープンデータ化

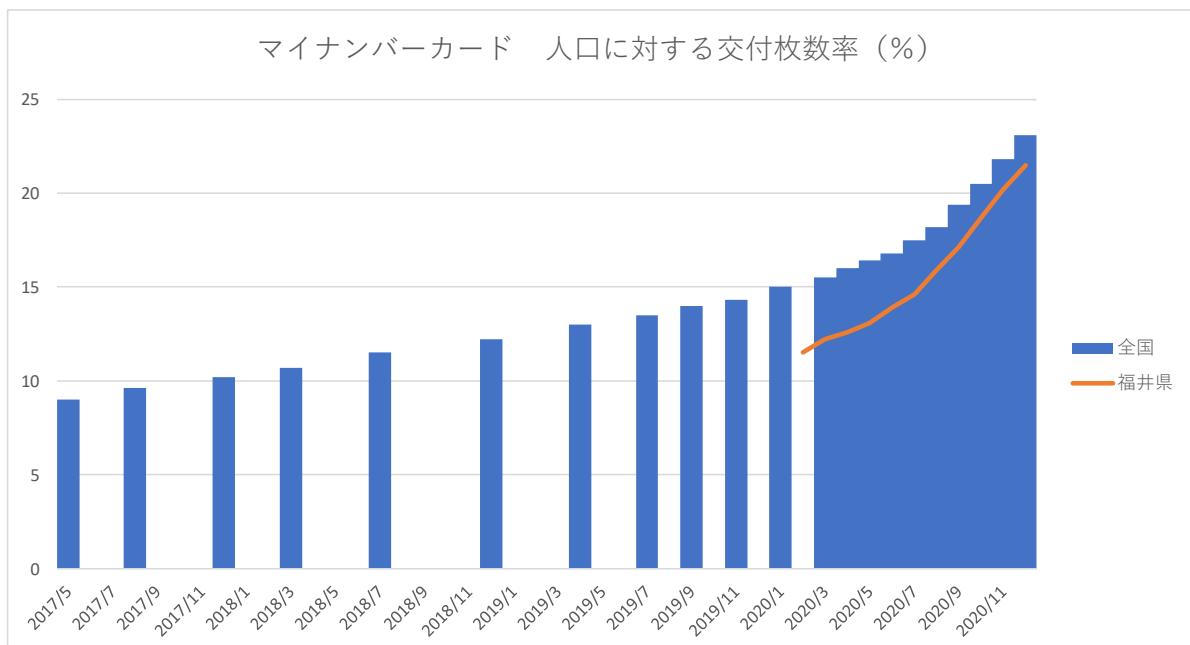
5. 3 マイナンバーカードの普及・活用

市町協働課、人事課、統計情報課

【現状】

本県では、これまでマイナンバー制度の理解促進およびマイナンバーカードの普及を図るため、説明会の開催や啓発活動の実施などの各種取組を進めてきた。また、マイナンバーカード利活用の一環として、コンビニ交付サービスや図書館カードとしての利用に関する研修などを実施してきた。

- ・県内のマイナンバーカード交付率：20.2%
(令和2年12月1日現在)
- ・人口あたり交付率〔全国値〕：23.1%
(令和2年12月1日時点)
- ・コンビニ交付サービス導入県内市町数：10団体
(令和2年5月1日現在)
- ・図書館カードとしての活用県内市町数：4団体
(令和2年5月1日現在)



【課題】

今般の新型コロナウイルス感染症対策である特別定額給付金事業において、国はマイナンバーカードを活用したオンライン申請方式を推進したが、ポータルサイトである「マイナポータル」へのアクセスが集中したことによるシステム障害や、マイナンバーカードの新規発行やパスワード再発行のための市町村の窓口への申請者の殺到など、数々の課題が露呈した。

また、オンライン申請開始後は、申請画面に入力項目チェック機能が整備されていない、マイナンバーと銀行口座が紐づけられていない、マイナンバーを扱うネットワークと住民基本台帳ネットワーク（システム）が連携していない、などの環境の未整備により、オンライン申請されたコロナ関係の申請についてのチェックや処理に多大な労力を要するなど、行政のデジタル化の遅れが顕在化した。

国は今般の新型コロナウイルス感染症対策の経験により、安心・安全で便利なデジタル政府・デジタル社会を構築することとしており、そのためにはデジタル政府・デジタル社会の基盤となるマイナンバー制度および国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善を図ることが必要不可欠とし、次の5項目の検討を開始している。

- 
- (1) マイナンバーカードの利便性の抜本的向上
 - (2) マイナンバーカードの取得促進
 - (3) マイナンバー制度の利活用範囲の拡大（情報連携）
 - (4) 国と地方を通じたデジタル基盤の構築
（情報システムの統一・標準化、クラウド活用の推進）
 - (5) マイナンバー制度およびデジタル・ガバメントに係る体制の抜本的強化

【目指すべき方向性等】

目指すべき方向性等

- マイナンバーカードの普及
- マイナンバーの利活用

■ マイナンバーカードの普及

国は、令和4年度末にほとんどの住民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指し、マイナンバーカードの未取得者約8千万人に、QRコード付きの交付申請書を発送し、マイナンバーカード取得者に対するマイナポイントの付与期間を延長するなど、普及の促進に力を入れている。

県においても、県民がデジタル社会に取り残されることがないようマイナンバーカードの交付率の向上に努める必要がある。

このため、国の動きと連携し、県と市町が一体となって、新聞・テレビなど多様な媒体による広報を展開するほか、市町による出張申請受付などを重点的に実施する。また、誰もが手軽にオンライン申請ができるタブレット端末を県内郵便局や県内市町の市役所・役場等の各種申請窓口に配備し、マイナンバーカードの普及拡大に努める。

■ マイナンバーの利活用

国は、令和3年3月からはマイナンバーカードの健康保険証としての利用開始に続き、令和6年度末には運転免許証との一体化することを計画している。また、希望者に対しマイナンバー付き公金受取口座の登録を令和4年度から始め、令和6年度からの口座への附番を行うことを予定している。

更に、『マイナンバーの利活用の促進』として「年末調整・確定申告における自動入力の実現」「社会保障・税・災害の3分野以外におけるマイナンバーを利用した情報連携」「学校健診データの活用」「固定資産課税台帳との紐づけ」など、『マイナンバーカードの機能強化』として「マイナポータルの抜本的改善」「マイナンバーカード機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載」「生体認証の活用」「国家資格証のデジタル化」などが検討されている。

県においては、市町と連携し、市町が発行する各種証明書（住民票写し、印鑑登録証明書等）をコンビニで交付できるサービスの全県への拡大を目指すほか、図書館カードとしての活用や自治体ポイントの付与など、カードを利用してできるサービスの拡大を図るとともに、マイキープラットフォームや自治体ポイント管理クラウドへの積極的な参加など、県内市町への支援を実施する。

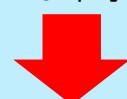
KPI

マイナンバーカード交付率 20.2%(令和 2 年 12 月 1 日現在)



ほぼ 100%(令和 4 年度末)

コンビニ交付サービス導入市町数 10 市町(R2.5 現在)



17 市町(令和 7 年度末)

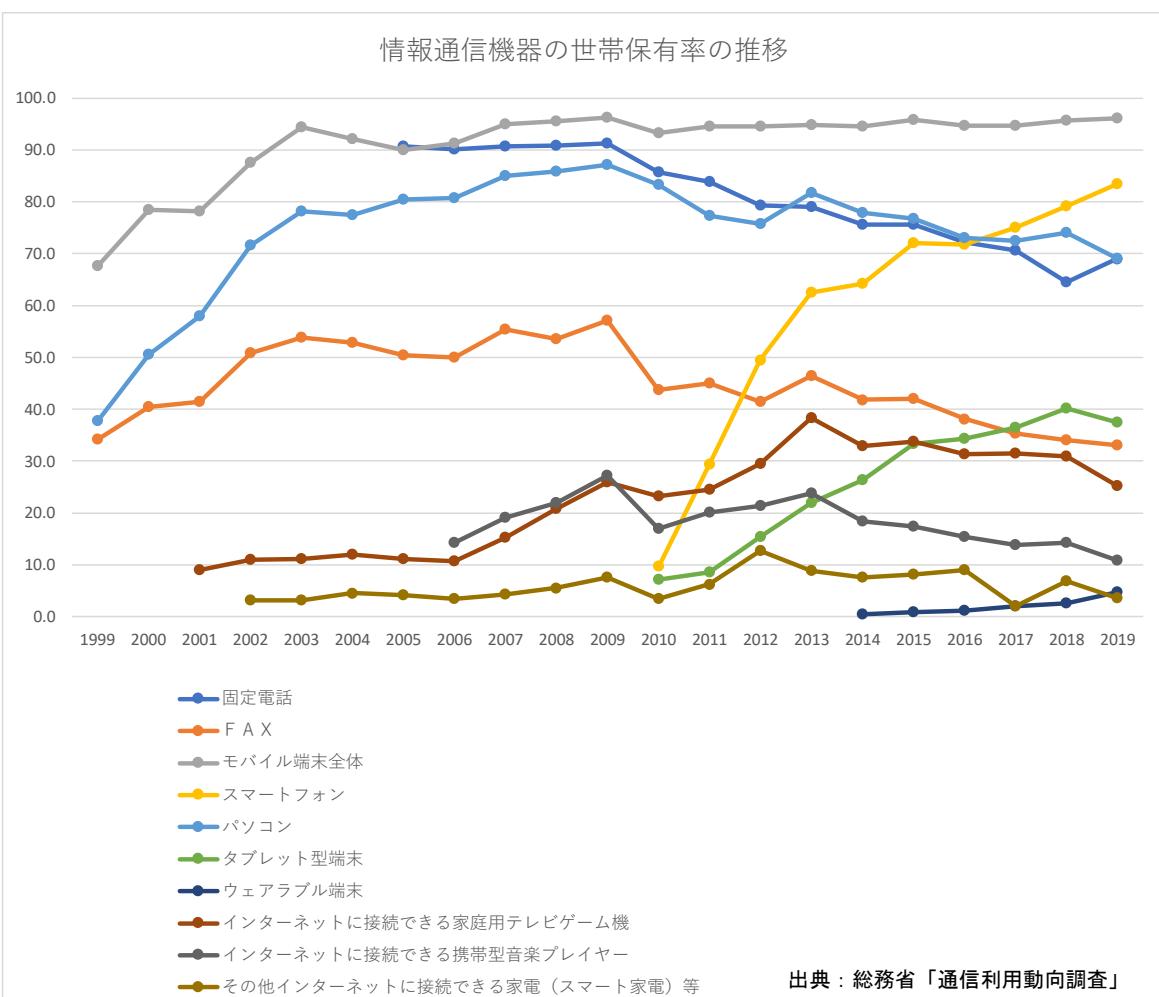
5. 4 デジタルデバイド対策

統計情報課、公開系システム所管課

【現状】

本県では、事業採算性等の問題により、高速インターネット通信環境に接続できない、あるいは携帯電話がつながらないといった情報通信基盤の条件不利地域が依然として残っている。

また、情報通信の発展・伸展により、県民の情報通信機器所有率も増加し、あらゆる情報やサービスがWebサイトの活用を前提としている。



県内の光ファイバー網の整備率は、平成 31 年 3 月末現在で 97.6%となつており、山間部の過疎地域などで普及が進んでいない地域がまだみられる。

【光ファイバー整備状況（平成 31 年 3 月現在）】

市区郡町村	光ファイバー利用可能世帯率（%）
福井市	97.48
敦賀市	100.00
小浜市	94.54
大野市	98.04
勝山市	99.03
鯖江市	100.00
あわら市	81.01
越前市	100.00
坂井市	100.00
永平寺町	100.00
池田町	0.00
南越前町	100.00
越前町	99.59
美浜町	100.00
高浜町	100.00
おおい町	100.00
若狭町	91.34
県 全体	97.60

出典：総務省「平成 30 年度末ブロードバンド基盤整備率調査」

【課題】

今般の新型コロナウイルス感染拡大防止対応として、企業ではテレワークが、学校ではオンライン授業が推奨・実践された。しかし、情報通信基盤がぜい弱な地域（条件不利地域等）にあっては通信が安定しない、あるいは高

速通信環境がないといった要因から、テレワークやオンライン授業が行えないという格差が生じた。

また、令和2年3月から5Gの商業サービスが開始され、通信事業者はエリア拡張に努めているが、大都市圏からの提供エリア拡張となっており、地方、特に条件不利地域においては後回しになっている状況にある。

【携帯キャリア各社の5G対応】

ドコモ	ソフトバンク	a u	楽天
2020.3.25 全国150か所で開始 2021年以降 スタンドアロン(SA)※ サービス開始予定	2020.3.27 東京、大阪、愛知など 限定的に開始 2021.3末 1万局 2022.3末 5万局、人口 カバー率90%超目標 「見えないアンテナ」※ を開発中	2020.3.26 15都道府県の限られた エリアで開始 2021.3末 1万局 2022.3末 5万局目標 DSS※の活用を検討	2020.9.30 限られたエリアで開始 完全仮想化クラウドネイ ティブモバイルネット ワーク

※スタンドアロンサービス：5G独自の周波数帯を設けて5G環境を提供するため、4Gの周波数帯と混同せず5Gの性能が十分発揮される。

見えないアンテナ：商業施設や駅に設置することで、基地局の整備が進んでいないエリアでも5G通信を利用可能

DSS (Dynamic Spectrum Sharing)：4Gの周波数をLTEと5Gで分け合う方式

今回のコロナ禍にあって、本県も県ホームページを通じた様々な情報発信を行ってきた。刻々と変わる状況をいち早く県民にお知らせしようとしたため情報が時系列に縦に長く掲載されたり、様々な補償制度や支援制度を漏れなくお知らせしようとしたため様々な情報が一箇所にまとめられたり、利用者が見やすい・使いやすい配慮に欠けた部分もあった。

【目指すべき方向性等】

目指すべき方向性等

- 光ファイバー網の整備
- 情報通信基盤の格差是正
- Webアクセシビリティ向上

■ 光ファイバー網の整備

県内の光ファイバー網は、山間部の過疎地域などで普及が進んでいない地域がみられる。

このため、県と市町が連携し、さらには各ケーブルテレビ会社の協力を得ながら、未整備地域における光ファイバー網の敷設を集中的に進め、令和6年度には整備率100%を目指す。

また、集落や集合住宅の各戸へのラストワンマイルの接続については、有線だけでなくローカル5Gを活用した接続も検討する。

■ 情報通信基盤の格差是正

情報通信基盤の条件不利地域において、国の補助事業の活用等により地域間の情報格差を是正していく。また、デジタル・トランスフォーメーション

の更なる推進のため、今後の情報通信基盤の中核となる 5G について、携帯電話通信事業者に 5G を活用したサービスの提案などを行い、通信エリアの拡大を図っていく。更に、5G を活用した実証実験等に積極的に参加を行っていく。

【5G 基地局の整備状況】

○ NTT ドコモ

令和 3 年 1 月末時点 8 抱点

スポット 恐竜博物館、ハピテラス、サンドーム福井、
ドコモショップ（エルバ店、福井店、二の宮店、
武生店、敦賀店）

エリア 福井市（松本、開発、四ツ井付近）
あわら市中心部

今後整備予定スポット 産業情報センター、産業会館

令和 3 年夏頃整備予定

エリア 福井市（中心部、花堂、森田付近）
坂井市丸岡
あわら市中心部、東尋坊/松島水族館付近
越前海岸の一部、
三方五湖/敦賀半島丹生/九頭竜湖付近
越前市/勝山市/大野市/美山町/池田町/敦賀市/
美浜町/小浜市/高浜町の中心部

○ SoftBank

令和 3 年春以降予定 福井市中心部に展開

○ au/KDDI

今後順次展開

■ 情報アクセシビリティ向上

県ホームページをはじめとする県の公開系システム（Web サイト）や、県民が利用する電子申請システム等においては、JISX8341-3:2016 に準拠した

高齢者や障がい者を含めた「誰もが利用しやすいWebサイト」を目指しアクセシビリティを重視した構成にするとともに、外国人に配慮した多言語化にも対応していく。

ウェブアクセシビリティに関する問題事例

- 避難所等の情報や地図が画像PDF(スキャナーでスキャンしたもの等)のみで掲載され、音声読み上げソフトが使用できず、視覚障がい者が避難情報を得られない。
- 会見等の模様が動画のみ掲載され、字幕や会見録がないため、聴覚障がい者が内容を把握できない。
- 背景と文字のコントラスト比が確保されておらず、高齢者や色覚障がい者が判読できない。

JISX8341-3:2016とは

- ・行政サービスにおけるデジタルデバイドの回避などを目的として、特に公的機関向けに制定されたJIS規格
- ・国際規格「ISO/IEC 40500:2012」に一致
- ・3つのレベル
レベルA:アクセシビリティ確保に最低限求められるレベル
レベルAA:諸外国でも公的機関に求められるレベル
・この他にレベルAAAがあり、さらにホームページの閲覧のしやすさが向上するがハードルも高く、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」(総務省)においても『適合レベルAAに準拠することを目標』としている

KPI

光ファイバー世帯カバー率 97.6%(平成 31 年 3 月末)



100%(令和 6 年度末)

目標

5G の商業エリアの拡大

県ホームページ JISX8341-3:2016 適合レベル AA 準拠

県ホームページ 多言語対応

5. 5 情報システムの標準化・共通化等

市町協働課、統計情報課、システム所管課

【現状】

本県では、これまで大型汎用機の導入（昭和40年代）を皮切りに、汎用機システムのオープン化、サーバ統合環境基盤の導入によるハードウェアの共用化、グループウェアシステムのクラウド化など情報システムの最適化を行い、情報システムに係る開発・運用経費の削減に努めてきた。

また、県と市町は電子申請システムや電子入札システム、セキュリティクラウドを、市町は広域事務組合をベースに基幹業務システムを共同運用するなど、自治体クラウドに取り組んでいる。

国は、超少子高齢社会においても地方自治体が行政サービスの持続的な提供を行えるようデジタル・ガバメントを推進しており、例えば住民基本台帳をはじめとする基幹業務システムの標準化を進め、各自治体がクラウドサービスとして標準システムを導入し、これによって更なる自治体クラウドの推進をしようとしているところである。

【課題】

本県においては、これまでにもクラウドサービスやパッケージシステムの導入を積極的に行ってきただが、程度の差こそあれ本県独自のカスタマイズを施したものとなっている。このため、法改正等があった場合には、単なるバージョンアップではなく、バージョンアップしたうえでカスタマイズ部分の改修を行うといった過大な作業、費用が発生している。

また、国が進めるデジタル・ガバメントへの対応やSociety5.0におけるデータ・情報の流通・連携のためには、更なるクラウドサービスの積極的な採用やノンカスタマイズのパッケージシステムの積極的な導入を行っていく必要がある。クラウドサービスやノンカスタマイズパッケージシステムの導入が行われれば、県と県内市町との業務連携や都道府県間のシステム共用化が可能となる。

このためには、まず、システムで取り扱うデータ形式（データ長、データ属性、コードなど）の統一が必要であり、各自治体のシステム上で同一フォーマットのデータが流通する必要がある。

行政サービスへのシステム化適用範囲拡大に伴う職員の負担増は、県内市町も同様の状況にある。特に、規模の小さい団体においては、専任の情報担当職員を配置できず、既存情報システムの維持管理もままならない状況になっている。

また、独自開発を行った情報システムや自分で調達を行った情報システムの維持管理に係る経費は、重い負担となり財政を圧迫している。

【目指すべき方向性等】

目指すべき方向性等

- 情報システムのクラウド化・パッケージ化
- 17基幹業務システムの標準化・共通化

■ 情報システムのクラウド化・パッケージ化

昨今のデジタル・ガバメントや Society5.0 の動き、人口減少に伴う職員数の減少等を鑑み、国は更なる行政のデジタル化を推進していく計画である。

クラウドサービスやパッケージシステムの導入に当たっては、システムを業務に合わせるのではなく、業務をシステムに合わせるなどの業務改革を行い、カスタマイズの抑制および業務の標準化を進めることが重要である。

業務が標準化され、デジタル化が進むと、AI や RPA などの利用が可能となり、更なる業務効率化が望めるようになる。

このため、情報システムの新規開発や更新時には、

- ① クラウドサービス（LGWAN-ASP 含む）の利用を検討する
- ② パッケージシステムの利用（ノンカスタマイズが前提）を検討することを基本とする。

また、県民が利用するシステムにおいては、利用者である県民目線を重視したサービスデザイン思考に基づいた設計・提供（ユーザー・エクスペリエンス※）が必要であり、県民と職員双方の負担を軽減する利便性の高い行政サービスに変えていくための業務改革や制度の見直しなどが重要である。

※ユーザエクスペリエンス

ユーザビリティで問われる「使いやすさ、使い勝手」などの要素に加え、「使い心地、満足感、ストレスの少なさ」などサービス利用に関わるあらゆる要素を含んだ幅広い概念。ユーザ体験。

■ 17基幹情報システムの標準化・共通化

国は、国の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS※）の利用環境（「（仮称）Gov-Cloud」）を早期に整備し運用を開始するとしており、地方自治体の情報システムについても「Gov-Cloud」の活用に向けて、具体的な対応方策や課題等について検討を始めているところである。

※IaaS : Infrastructure as a Service

CPU、メモリ、ストレージやネットワークといったコンピュータリソースを提供

PaaS : Platform as a Service

アプリケーション開発に必要な実行環境を提供

SaaS : Software as a Service

ソフトウェアやアプリケーションの機能をネットワーク経由で提供

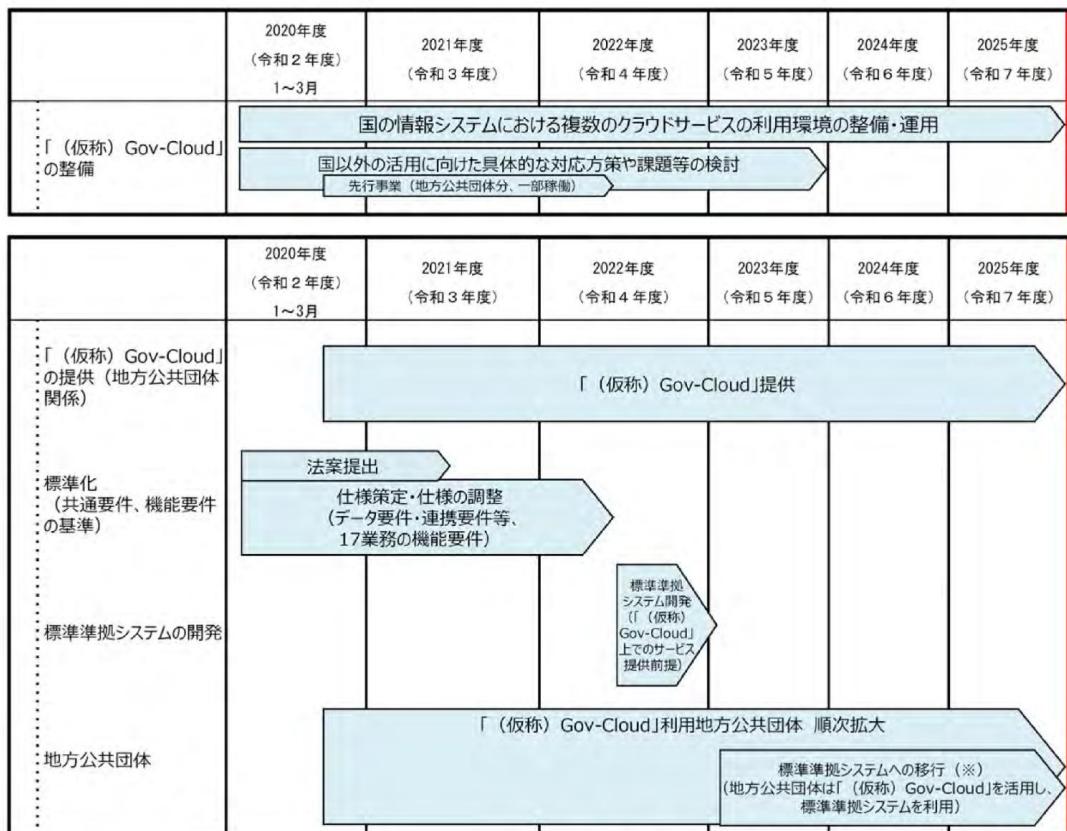
また、自治体の主要な17業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様を国が策定し、各事業者が標準仕様に準拠して開発した情報システムを自治体が利用することを目指している。

標準化・共通化の対象となる自治体基幹系システム

所管省庁名	システム名	所管省庁名	システム名
総務省	住民基本台帳	厚生労働省	国民健康保険
	選挙人名簿管理		国民年金
	固定資産税		障がい者福祉
	個人住民税		後期高齢者医療
	法人住民税		介護保険
	軽自動車税		生活保護
内閣府	児童手当		健康管理
	子ども子育て支援		児童扶養手当
文部科学省		就学	

出典：デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）

マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて－工程表－



出典：デジタル・ガバメント実行計画 別添1（抜粋）（令和2年12月25日閣議決定）

本県としては、市町の基幹システム更新時期に合わせ標準システム導入の推進を図るとともに、自治体クラウド導入の働きかけや市町間調整の支援など自治体クラウドの推進に努める。

併せて、基幹システム以外で行政事務効率化のため県と市町で共同導入可能な情報システム・情報サービスについて検討を行い、京都府が行っているような県および県内市町が共同・連携した自治体クラウドを目指す。

KPI

17 基幹業務システムの標準システムへの移行 17 市町(令和 7 年度末)

Point!!

- ・府内情報システムを導入する際は、クラウド・バイ・デフォルト
- パッケージシステムを導入する場合は、ノンカスタマイズを原則
- 市町との共同運用の可能性を検討
- ・サービスデザイン思考に基づく業務改革

5. 6 働き方改革の推進

人事課、統計情報課、各所属

【現状】

今後、人口減少が進む中、本県では職員確保が難しくなることが予想される。本県は、全国最少水準の職員数であり、県が行う行政サービスは多種多様にわたって増加する中、さらなる仕事の効率化が求められている。

超少子高齢社会にあっては職員数が減少することが予想され、行政のデジタル化（デジタル・ガバメント）などの業務効率化を推進していくことはもとより、職員の働き方そのものを変革することは、持続可能な行政サービスの提供を行う上で必要不可欠である。

【課題】

今般の新型コロナウイルス感染拡大防止対応として、「時差出勤」「2班交代勤務体制」「テレワーク」が急遽実施された。

この中でテレワークについては、当初は限られた対象の職員にモバイル端末を貸与することにより実施していたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴うテレワーク実施対象の全職員への拡大が行われたことから、クラウド上の仮想端末を利用する緊急テレワーク環境を利用することとなった。

職員アンケートによれば、『思ったよりも出来た』という意見もあったが、『テレワークでやる業務がない』『紙資料が中心のため、自宅では行えない』『職場とのコミュニケーション不足に不安』などの意見もあった。今後のwithコロナ、ニューノーマルな生活様式にあってはテレワークが普通

のこととなることから、場所にとらわれない働き方を進めるため、更なる業務の進め方改革・働き方改革を行っていく必要がある。

地方公共団体におけるテレワーク取組状況（総務省調査 令和2年3月26日時点）

地方公共団体におけるテレワーク導入状況			※知事・市長部局を対象とした令和2年3月26日現在の数値(実施予定を含む。) ※括弧は令和元年10月1日時点のアンケート調査による数値		
	導入 〔上段:団体数 下段:割合〕	未導入 〔上段:団体数 下段:割合〕	うち検討中	うち以前は実施、 現在は実施せず	うち導入予定 なし・未定
導入済み 都道府県・ 政令市 86.6%	都道府県(47) 93.6%	44(42) 93.6%	3(5) 6.4%	2(3)	1
	政令指定都市(20) 70.0%	14(14) 70.0%	6(6) 30.0%	5(3)	1
	市区町村(1,721) 3.0%	51(31) 3.0%	1,670(1,690) 97.0%	139(69) 1	1,530

人事課実施「2班交代勤務および在宅勤務アンケート結果」

■回答数 946人

■実施期間 令和2年5月25日(月)～6月3日(水)

【在宅勤務（テレワーク）】

○在宅勤務を実施した割合 59.7%

(平均5日(最多23日、最少1日))

○在宅勤務の満足度

満足 35.4% (非常に満足 8.1%、やや満足 27.3%)

不満 32.7% (非常に不満 8.5%、やや不満 24.2%)

どちらとも言えない 31.9%

○在宅勤務による業務進捗・生産性

職場での勤務に比べ進んだ 11.3%

職場での勤務に比べ遅れた 62.8%

職場での勤務と同じ 25.8%

出典：福井県総務部人事課調べ

【目指すべき方向性等】

働き方改革の手法としては、「出張等における空き時間を活用したモバイルワーク」「在宅で勤務するテレワーク」「出張を伴わないWeb会議」「災害時に災害現場の状況をいちはやく本部と共有できるモバイルワーク」など時間と場所にとらわれない働き方が考えられる。

また、このような環境を実現するためには、オンライン上の情報共有、行政事務の紙からの脱却（ペーパレス化）や電子決裁などが必要であり、これらも併せて推進していく必要があり、これら環境整備に今後3年間で集中的に取り組み、「事務の効率化（自動化）」「ペーパレス」を進め、『県民サービスのスピードアップ』を図るとともに、真に求める人に寄り添う『徹底現場主義』を実行し、アフターコロナの新常態を見据えた『共生ふくい』を目指す。

目指すべき方向性等

- 端末環境等の整備
 - ・ 端末の高機能化
 - ・ 庁内ネットワーク高速化、無線化
 - ・ テレワーク環境整備
- AI・RPAの活用

■ 端末環境等の整備

現在の執務環境を取り巻く ICT 環境は、グループウェアはクラウドサービスを利用するなどソフトウェア面においては最新の環境となっているが、業務で使用する端末の性能がほぼ 10 年前から変わっていない、あるいはネットワークは有線 LAN で接続されているなどハード面においては旧態依然となっている。

このため、Web 会議を行いたくても Web カメラが端末に付いていない、端末を持ち寄ったペーパーレス会議を行いたくても端末を持ち運ぶことができない、ソフトウェアの進化に端末が追いついておらずファイルを開く度に 3 ~5 分かかる、出先機関はネットワーク帯域が十分でなくファイルを開く度に更に時間を要するなどの不便が発生している。

この不便を解消するため、令和 2 年度から高性能な行政情報端末への前倒し更新を行い、Web 会議や文書作成が支障なく行える環境を整備する。また、令和 2 年度から 2 年間で行政情報ネットワークの無線 LAN 化に取り組み、端末を持ち寄った打合せの実施や、柔軟な執務環境の構築など場所にとらわれない執務環境を整備する。あわせて、高機能化するクラウドサービスや情報システム、図面や図表を用いた大容量ファイル、Web 会議を出先機関においても支障なく行えるようにするために、出先機関の行政情報ネットワーク高速化に向けたネットワーク構成の変更・整備を行う。

端末を持ち寄ったペーパーレス会議を実施したとしても、起案・決裁など行政事務の大部分が紙文書ベースであっては、ペーパーレスや在宅勤務が伸展しないため、電子決裁・文書管理システム（令和 3 年度構築、令和 4 年度稼働）を導入し、他システム（電子申請システムなど）と連携することによりペーパーレスを推進するとともに、デジタル県庁の基盤を整備する。

テレワーク環境については、新型コロナウイルス感染拡大防止対応として令和2年3月に緊急テレワーク環境として整備し運用を開始した。緊急に整備したことにより、電子メールの送受信、文書の閲覧・作成しか行えず、人事課が行った「在宅勤務および2班交代制勤務アンケート」においても『府内情報システムが利用できないため、在宅勤務が出来ない』『Web会議が行えず、職場とうまくコミュニケーションが取れない』『業務の進め方が紙資料中心となっているため、在宅勤務が行えない』など否定的な意見も多く見受けられた。

このため、『府内の事務システムが利用できるテレワーク環境』『自宅端末からWeb会議が行えるテレワーク環境』を整備し、在宅勤務の推進を図った。また、今後は電子決裁・文書管理システムが導入され、起案・決裁など行政事務の大部分がペーパーレス化されることにより、自宅においても執務環境と同等な業務遂行が可能となり、更なるテレワークの伸展が図られる。

テレワークにおける障壁の一つが県庁固定電話である。県民や企業などからの外線電話をテレワーク環境では受信・転送することができず、対応が遅れたり、あるいはテレワーク実施者が自宅の固定電話や私物の携帯電話から折り返し電話を行ったりするなど、県民等だけでなくテレワークを実施する職員にも負担となっている。このため、テレワーク中や府外であっても県庁固定電話を受発信できるよう、県庁固定電話のクラウド化（クラウドPBX導入）の検討、実証を行う。

また、テレワーク環境が充実すると「いつでも・どこでも」業務を行うことが可能となり、職場管理者の目の届かないところで業務を行うこととなり、テレワーク実施者が勤務時間の感覚を無くしてしまうことが懸念され、

職員の健康管理上も重大な懸念となる。このため、システムの利用時間（行政情報ネットワークへのログイン時間、ログアウト時間）から業務従事時間を割り出す「勤務管理システム」を導入し、職員の健康管理を行う。

県と市町は連携して業務を行うことが多く、令和2年度に「県・市町ファイル共有システム」の実証を行った。令和3年度からは本格導入を行い、県・市町間の情報共有の迅速化や突発的な業務への対応（例：新型コロナ対策の給付金申請のような突発的な業務に関し、ローコードアプリを開発し、市町に配布するなど）など、更なる機能の拡充を図っていく。

また、県議会においては、タブレット端末を用いたペーパーレス会議やコミュニケーションツールを用いた電子データ化した資料の配布・閲覧や連絡調整などのICT化検討が開始されている。県としても、議会に提出する資料のデジタル化を進めるなど、県議会と連携して事務の効率化に取り組んでいく。

年度	ICT	ファシリティ
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ・行情端末更新（1,188台） ・本庁舎無線LAN化 ・テレワーク環境整備 ・RPA実証 ・県・市町ファイル共有システム実証 	・インタラクティブホワイトボード導入
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・行情端末更新（1,702台） ・出先機関無線LAN化 ・出先機関NW高速化 ・自治体強靭化セキュリティ対策見直し →効率性と安全性の両立 ・RPA拡大 ・電子決裁、文書管理システム構築 ・財務会計システム再開発 ・勤務管理システム構築 ・県・市町ファイル共有システム本稼働 	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーアドレスの試験導入 ・県庁固定電話のクラウド化実証 ・県議会ICT化試験運用開始
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・電子決裁、文書管理システム稼働 ・次期電子申請システム再構築 	・試験導入を踏まえ、フリーアドレスの全庁展開
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・次期電子申請システム稼働 	
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新財務会計システム稼働 (令和7年度当初予算から) 	

デジタル県庁の基盤となるこれらのICT環境が整備されると、職員の仕事の進め方は大きく変化し、行政事務の効率化・スピードアップ化が図られ、ひいては県民の利便性向上に寄与する。

項目	現在	5年後
県民・企業からの申請	紙媒体による提出、あるいは電子申請システムで申請されたものを紙媒体に印刷し、業務システムへの転記、紙媒体での決裁	電子申請で受付、業務システムへ自動連係し、電子決裁 電子証明書による押印廃止 電子決済による手数料徴収 →自動化、意思決定のスピードアップ
府外との打ち合わせ、面談による直接対話会議	提出資料は紙媒体 →提供された資料はファイルに保存 共有する場合はコピー、あるいはPDFにして配布	Web会議による遠隔対話 →場所の確保、移動時間が不要 提出資料は電子媒体 →提供された資料はサーバに保存 即共有可能、再編集可能 →情報共有の促進、業務効率化
府内とのやり取り	電話、電子メールが主 →共同編集作業は出来ない	Teamsが主 →共同編集作業が可能、作業効率化
府内打ち合わせ	会議室に集まり、紙資料中心の議論	Teamsが主、資料は事前配布 →会議の時短、意思決定の迅速化
テレワーク	電子メールの送受信、資料の作成が主	府内情報システムが利用可能 →執務室と同等の環境

 場所、時間にとらわれない業務の執行

＜業務の進め方の変化の例＞

【打合せ】

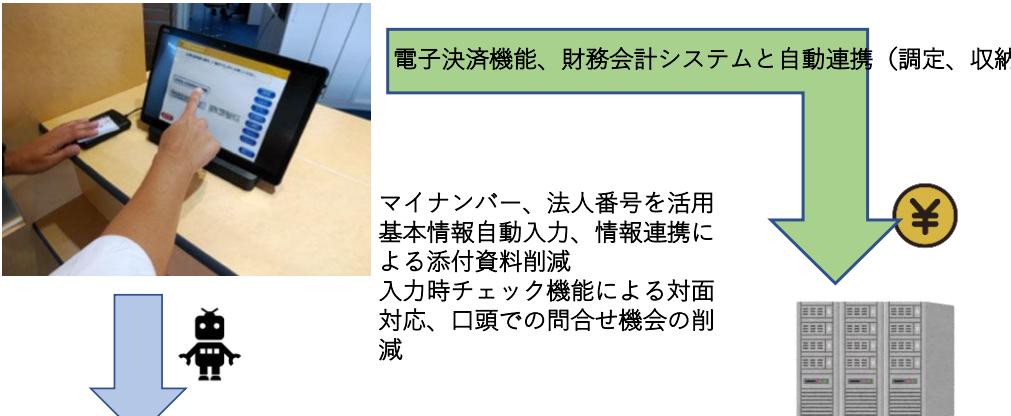


Web 会議中心、自宅から参加も可能



インタラクティブホワイトボードや端末を持ち寄りディスカッション

【申請業務】



電子決済機能、財務会計システムと自動連携（調定、収納）

マイナンバー、法人番号を活用
基本情報自動入力、情報連携による添付資料削減
入力時チェック機能による対面対応、口頭での問合せ機会の削減

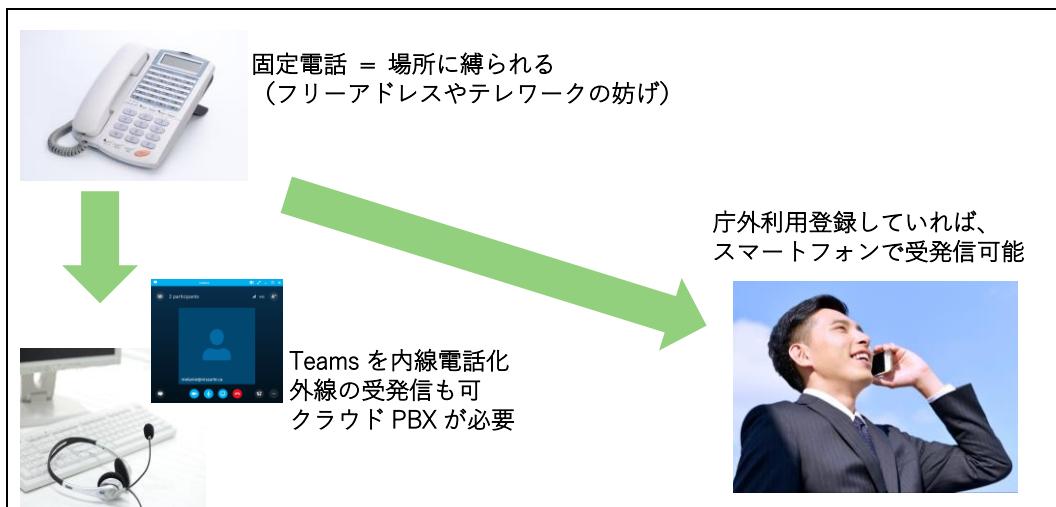


府内情報システム、電子決裁システムと自動連携
ペーパーレス化
処理時間の短縮、手続きの迅速化

【資料作成、決裁】



【内線電話のクラウド化（未来予想図）】



【フリーアドレス（未来予想図）】



ペーパーレス化のため、コピー機は1フロアに1台
ペーパーレス化により書棚の撤廃
集中スペース、コラボレーションスペースなど多様な環境

■ AI・RPAの活用

RPA

県では、令和元年度、2年度にRPAの実証導入を行った。

○令和元年度導入実績

課名	業務	導入前 作業時間 (年間)	導入後 作業時間 (年間)	削減時間 (年間)	削減率
統計情報課	市町報告データ取りまとめ	154	76	78	50.6%
定住交流課	ふるさと納税関係業務	308	32	276	89.6%
一乗谷朝倉氏遺跡資料館	報酬支払・旅費支払業務	10	3	7	70.0%
県立病院	入札情報入力業務	171	50	121	70.8%
教育政策課	小中学校教職員旅費確認・支払業務	4,685	521	4,164	88.9%
計		5,328	682	4,646	87.2%

○令和2年度導入実績見込

課名	業務	導入前 作業時間 (年間)	導入後 作業時間 (年間)	削減時間 (年間)	削減率
土木管理課	経営事項審査入力業務	504	276	228	45.2%
労働政策課	技能検定合格証交付業務	312	72	240	76.9%
流通販売課	農作物病害虫防除指針作成業務	864	112	752	87.0%
人事課	超過勤務実績データ配信業務	120	15	105	87.0%
審査指導課 会計課	定型的な執行伺作成業務	94	13	81	87.0%
計		1,894	488	1,406	74.2%

令和3年度から本格導入とし、職員向けに研修を実施し職員自らが、自身が行っている大量反復作業をRPAに代替させることにより、新たな時間の創出、効率化などのBPRを行う。特に、手処理で行う必要のない作業、「データ転記作業」「文字・数値などの入力内容チェック作業」等は自動化するなどの業務効率化を推進していく。

RPA 導入メリット

- 手作業の削減と業務効率化
- 時間の有効活用とそれによる成果の向上
 - 単純作業に割いていた時間を創造的な業務や、県民との対話に充てることができる
- コスト削減
 - 単純労働に割り当てていた人件費を、別の業務に割当て可能
- 作業ミスの抑制
 - 人間のミスによる損失を、ロボットが未然に防ぐ
- 対応スピードの向上
- 業務見直しのきっかけになる
 - RPA導入前には、業務調査や業務フローの確認、改善が必要
- スケジュールを短縮できる
 - ロボットは疲れ知らず 24時間365日稼働可能
- 現場レベルで設計、開発が可能
 - RPAは複雑なプログラミング技術を必要としないため、職員が現場目線でBPRが可能



AI

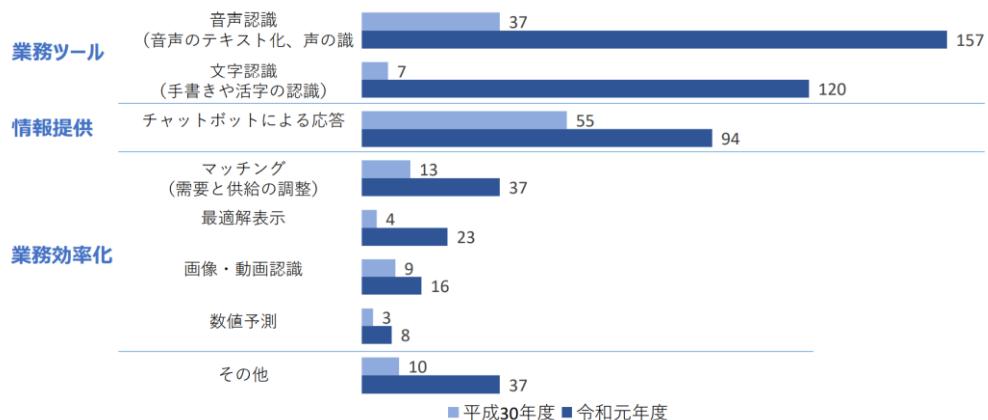
本県では、音声認識技術を活用した会議録作成支援システムを令和元年度から、AIを活用したマッチング婚活アプリを令和2年度から導入している。

AIの進歩は著しく、人間が時間をかけて行ってきた煩雑な業務を、短時間で処理してしまうAIが次々と登場している。

AIの強みは、機械学習、特にディープラーニングによる「自ら学習する」という点にあり、人間をはるかに上回る正確さとスピードで業務をこなし、人為的なミスを減らし生産性を向上させる。

一方、地方自治体における導入状況はまだまだ進んでいない。

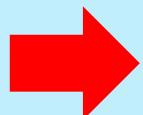
本県も、AIを活用した新たなサービスを導入、または県民に提供し、業務の効率化や県民の利便性向上を図る必要がある。



出典：総務省「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」（令和元年2月28日）

目標

府内情報システムが利用可能なテレワーク環境の整備
デジタル活用に支障のない執務環境の整備
行政情報ネットワークの無線 LAN 化(令和 2 年度本庁、令和 3 年度出先)
出先機関の行政情報ネットワーク高速化(令和 3 年度)
行政情報端末の高機能化(令和 2 年度から令和 3 年度)
RPA 適用業務 5 業務/年に新たに適用
AI を活用した新たなサービスの導入(例:AI チャットボットなど)



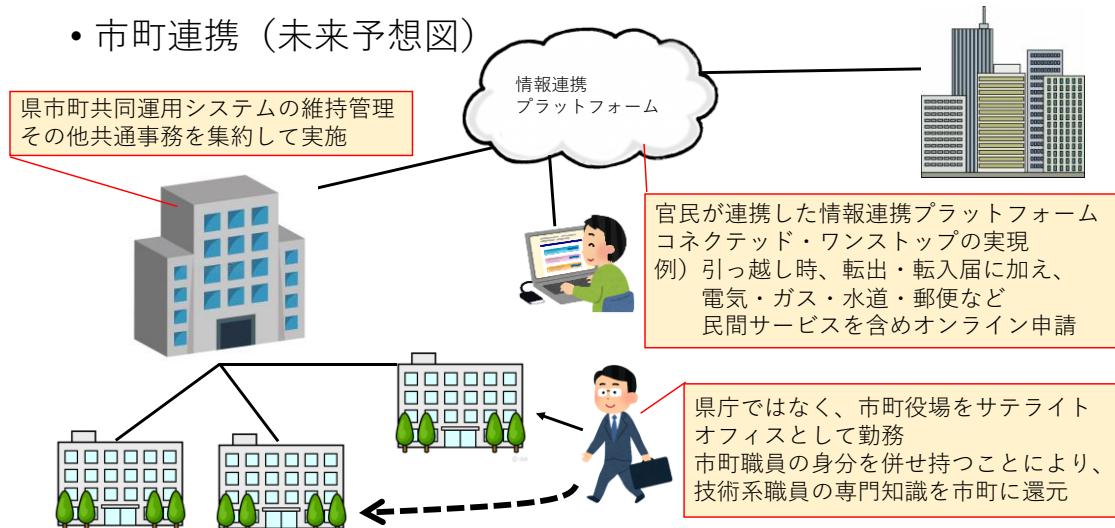
デジタル県庁の構築

■ ニューノーマルにおける働き方（未来予想図）

県の Web 会議環境やテレワーク環境、ペーパーレスなどの ICT 環境が整備されると、県職員は場所にとらわれない働き方が可能となる。地方自治制度の大膽な見直しにより、『県職員が市町の公署で県の業務を行うことも可能』となり、『県の技術系職員などが市町職員の身分を併せもち、専門職員が市町行政に参画』することも可能となる。

情報システムの標準化・統一化が進めば、県と市町が共同して情報システムの運用を行うことが可能となり、『市町職員は情報システムの維持管理業務などの専門的業務から解放され、基礎自治体として住民サービスに注力』することが可能となる。

• 市町連携（未来予想図）

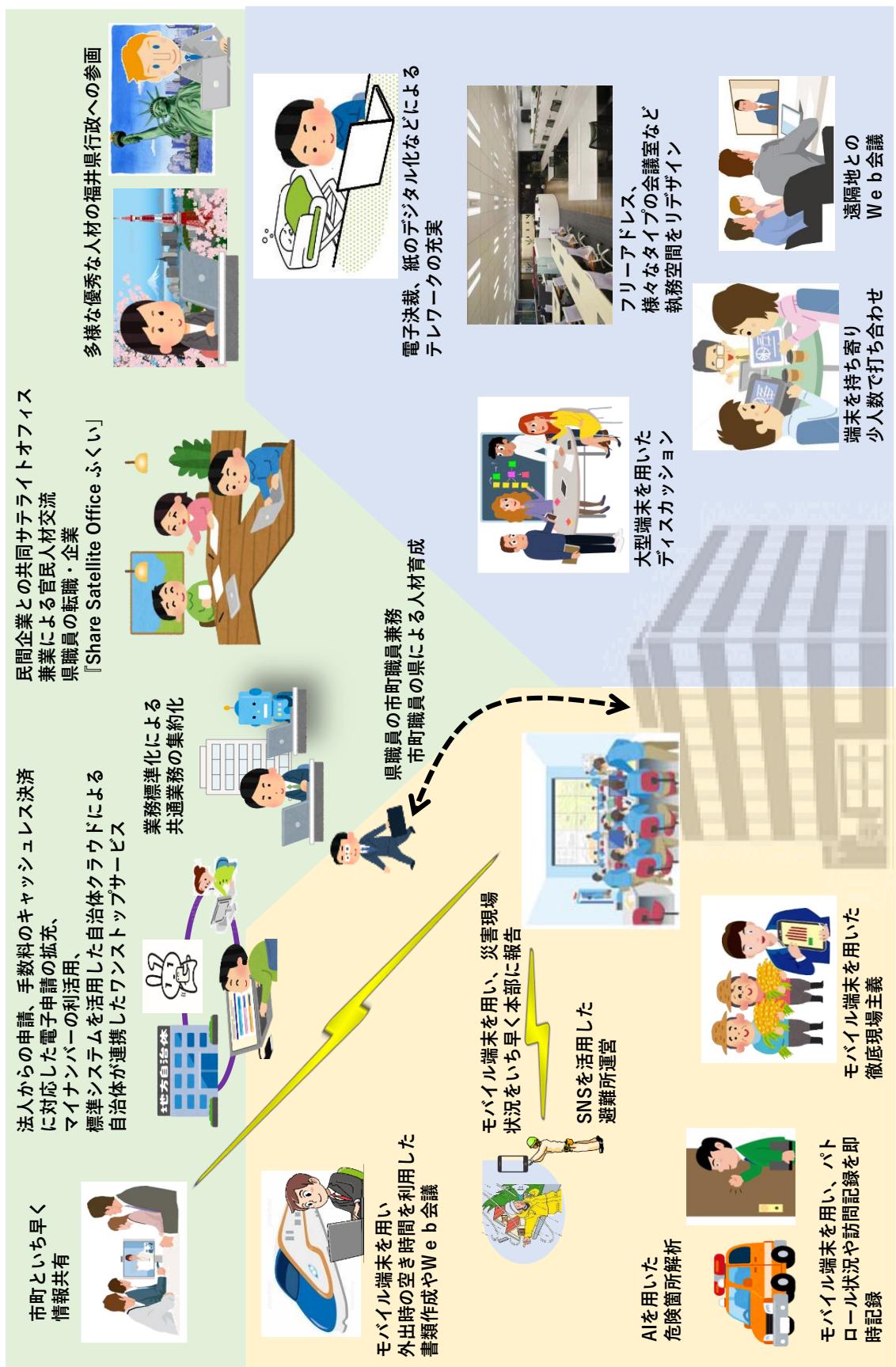


民間企業における勤務体系が原則テレワークとなった場合、『地方に居ながら、大都市圏の企業に就労』することも可能となり、また、『県外あるいは海外居住者が県職員として、専門的な分野に関して県政運営に参画』することも可能となる。

更には、県職員、民間企業職員問わず場所にとらわれない働き方が新常態となった極端な未来を予想すると、『異業種の職員が同じ場所で業務を行うコワーキングスペース的なサテライトオフィスで、新しいコラボレーションの発生など、官民の連携がより加速』することも考えられる。

・官民連携（未来予想図）





6 セキュリティ・デジタル活用人材の確保

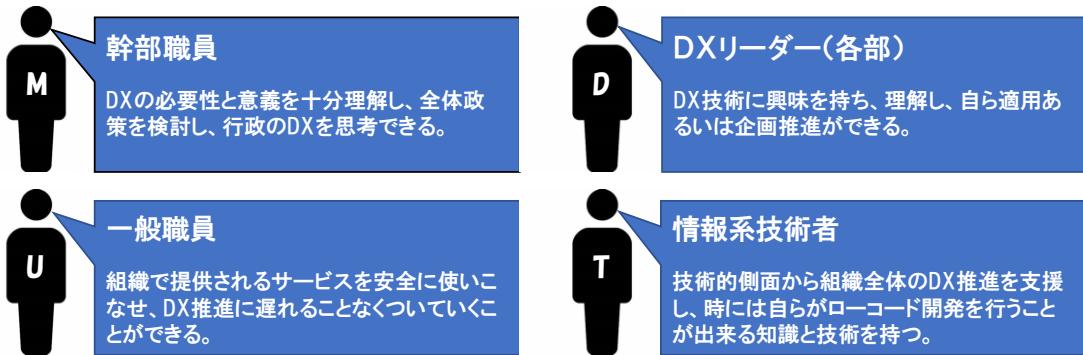
データの利活用や情報システムの利活用の推進にあたっては、個人情報保護や情報セキュリティに配慮しなければならず、職員の情報セキュリティに対する意識が重要となる。

また、デジタル・ガバメント構築に向けては、情報の入口から出口まで全体を通してサービスデザイン思考に基づいた業務改革を行うことが重要となることから、サービスデザイン思考を持った職員の育成が急務となる。

また、行政の施策決定において今後ますます重要となるビッグデータの活用についても、データの収集・分析が行えるデータサイエンティスト的な人材（統計的分析手法、BIツールを活用する人材）の育成・確保が必要となる。

これまで、集合形式の研修を行ってきたが、今後はオンデマンド研修の導入などにより、より多くの職員のレベル向上を図っていく。

DX時代に求められる人物像(例)



昨今の情報通信基盤の変革は目覚ましく、県職員だけでキャッチアップし、行政施策に反映することは困難なため、官民の人材交流なども検討していく必要がある。

7 セキュリティおよび個人情報の適正な取扱いの確保

本計画の実施に当たっては、「福井県情報セキュリティポリシー」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「福井県個人情報保護条例」により県が取り扱う個人情報保護に関する定めを遵守することとし、データ活用に係るセキュリティおよび個人情報の適正な取扱いを確保し、県民の不安の払拭に努めることとする。

福井県官民データ活用推進計画

策定：令和3（2021）年 月

発行：福井県（地域戦略部統計情報課）

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

TEL 0776-20-0267

FAX 0776-20-0630

Eメール toukei-jouhou@pref.fukui.lg.jp

